

お客様各位

令和7年3月26日

個人番号を取扱う事務の範囲の変更（追加）について

平素より共立信用組合をお引き立て賜り厚くお礼申し上げます。

この度、個人番号を取扱う事務の範囲を下記の通り変更（追加）しますのでお知らせいたします。

変更（追加）項目は下線部となります。

尚、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（一度に複数の金融機関の預貯金口座を、マイナンバーを用いて管理出来るようにするもので相続時又は災害時に預貯金口座の所在を特定し、その預貯金口座に関連する情報の提供を受けることが出来ます）」、及び「公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（預貯金口座を予め国に登録し、マイナンバーと紐づけすることで、緊急時の給付金や自動手当等の公金給付金をスムーズに受けられる制度です）」に基づく業務受付開始を令和7年4月1日といたします。

記

顧客等（当組合の個人の顧客及び組合員）に係る事務

- (1) 出資配当金の支払いに関する法定調書作成・提供事務
- (2) 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- (3) 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
- (4) 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
- (5) 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- (6) 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- (7) 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査及び滞納処分のための調査を含む）・社会保障における資力調査等に関する事務
- (8) 預貯金口座付番に関する事務
- (9) 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
- (10) 災害時及び相続時における預貯金口座の除法提供に関する事務
- (11) 預金保険法に基づく税務調査・社会保障における資産調査事務
- (12) その他、上記の各利用目的に関連する事務

以上

あなたの街のパートナー

 **共立信用組合**